

高教組速報

第4号

(教職員全員配布)

2012年 5月31日

文責 馬場 隆

長崎高教組 長崎市中川2丁目2-5 TEL(095)827-5882

1ヶ月の超勤が100時間を超える教職員(県立学校)

2011年度は 9.8% … 2年連続の増加

県教委は今週、高教組の求めに応じて、昨年12月～今年3月の出勤時刻調査の集計結果を明らかにしました。それによると、超勤が100時間を超えた教職員の割合は、県立学校全体で7.3%で、4～7月期、8～11月と同様、前年同時期(6.9%)より増加していました。その結果、年間でも9.8%と10年度の9.3%を上回り、2年連続の増加となっています。学校のタイプ別の数字は下のとおりです。

	09年	10年	11年
県立学校全体	8.7%	9.3%	9.8%
全日制普通	18.1%	19.1%	19.6%
全日制実業	6.4%	7.2%	8.8%
全日制総合	5.4%	6.1%	8.0%

※特別支援学校及び定時制・通信制
は3年とも年間に数人

出勤時刻調査の数値は 県教委交渉等での議論の根拠になります

出勤時刻調査については、「記入が面倒」「どのように活用されているのかわからない」という声や「超勤が100時間を超えないように調整して記録している」という話も聞きます(上記の特別支援学校と定時制通信制が年間数人という集計結果はそういう実態を裏付けていると考えられます)。

しかし現状では、教職員の勤務実態を数値で

表す資料としては、この調査結果が数少ない重要な資料です。従って、超勤縮減をめぐる県教委との交渉では、議論の根拠として大きな意味を持っています。超勤が100時間を超える人の数など、超勤の実態が数字で出るので、県教委は対策を講じる責任を免れることはできません。昨年11月の確定交渉でも、県教委は「当面、100時間を超える人をどう減らしていくかが大きな課題」と繰り返し回答し、そのための対策の一つとして、週休日の振替対象業務の拡大に合意したのです。

もし、過労で倒れた場合には 出勤時刻調査が公式の資料になります

そもそも、1ヶ月の超勤時間の把握は、過重労働による健康障害を防止するための前提になるとりくみです。厚労省の過労死の認定基準では、「(月)45時間を超えて時間外労働が長くなるほど、業務と(脳・心臓疾患の)発症との関連性が徐々に強まる」とされ、月100時間超あるいは2～6ヶ月の平均が80時間超の場合は「業務と発症の関連性が強い」とされています。

もし、過労で倒れるようなことがあった場合には、この出勤時刻調査の結果が公式の資料となります。従って、実際には長時間勤務をしていても、出勤時刻調査に記録が残っていなければ、「発症の原因となるような長時間勤務はなかった」として、公務災害と認定されないことが考えられます。

自分の健康を考えるためにも、もしもの時のためにも、超勤の正確な記録は重要です。

◇出勤時刻調査で長時間労働の実態を明確にし、超勤縮減を県教委に迫ろう!

◇週休日の振替制度を活用して、休みを確保しよう!

※裏面に振替の対象となる大会等の県教委の規定を記載していますので活用してください。

労働条件の改善を引き出すのは団結の力です 高教組への加入をお待ちしています

◇週休日の振替の対象になる大会等

1. 「特勤条例」で「対外運動競技等」に該当する大会等

…県教委通知23教職185号で下記のように規定してあります

- | |
|---|
| <p>(1) 「対外運動競技」に含まれるもの</p> <p>① 高等学校体育連盟(以下「高体連」という)、高等学校野球連盟(以下「高野連」という)が主催又はこれらの団体が関係競技団体と共催する競技会</p> <p>ア 長崎県高等学校総合体育大会及び同予選</p> <p>イ 全九州高等学校体育大会各競技大会及び同予選</p> <p>ウ 全国高等学校総合体育大会及び同予選</p> <p>エ 長崎県高等学校新人体育大会</p> <p>オ 全九州高等学校新人大会等各競技大会(九州高体連共催のもの)</p> <p>カ 県下選手権大会等(県高体連共催のもの) 【年2回以内】</p> <p>キ 全国高等学校選抜等大会(全国高体連共催のもの)</p> <p>ク NHK杯高等学校野球大会及び同予選</p> <p>ケ 九州高校野球大会及び同予選</p> <p>コ 全国高校野球選手権大会及び同予選</p> <p>サ 全国高校野球選抜大会</p> <p>② 高体連、高野連の各地区支部主催の地区大会 【年1回】</p> <p>③ 九州地区盲学校競技連盟、九州地区聾学校体育・文化連盟が主催する競技会</p> <p>④ 全国盲学校体育連盟、全国聾学校体育連盟が主催する競技会</p> <p>⑤ 全国高等学校定時制通信制体育大会及び同予選</p> <p>⑥ 長崎県特別支援学校体育大会</p> <p>⑦ 日本学生野球協会が主催する大会</p> <p>⑧ 上記の各競技大会に応援として参加する生徒の引率</p> <p>(2) 対外運動競技等の「等」に含まれるもの</p> <p>① 文部科学省(文化庁)が主催する大会等</p> <p>② 県教育委員会が主催する大会等</p> <p>③ 県(九州・全国)高等学校文化連盟若しくはその専門部が主催又は共催する大会等</p> <p>④ 県(九州)高等学校各教育研究会が主催する大会等</p> <p>⑤ 県高等学校国際教育研究協議会が主催する大会等</p> <p>⑥ 県(九州・全国)高等学校専門学科クラブ連盟が主催又は共催する大会等</p> <p>⑦ 九州(全国)専門学科高等学校長協会が主催する大会等</p> <p>⑧ 県(全国)高等学校定時制通信制部会が主催する大会等</p> <p>⑨ 上記の各大会等に応援として参加する生徒の引率</p> |
|---|

2. 国体・しおかぜ総文祭・2013年度インターハイの業務での生徒引率や役員業務

(1) 国体の場合

県・市町準備(実行)委員会会長(知事等)や競技力向上対策本部長(教育長)から委嘱・要請をうけた業務

(2) しおかぜ総文祭の場合

実行委員会会長(教育長)や企画運営委員会委員長(高文連会長)、県実行委員会事務局長(総文祭推進室長)、各部門別部会会長(各部門別部会担当校長)、各業務別委員会委員長(各業務別委員会担当校長)、県高文連会長(長崎北校長)から委嘱・要請をうけた業務

(3) 2013年度インターハイの場合

大会会長(全国高体連会長)や全国高体連競技専門部長、準備(実行)委員会会長(教育長)、各専門委員会委員長、会場準備(実行)委員会会長(市長又は教育長)、県又は会場地市主管部局の長、県高体連会長又は競技専門部長、関係団体の長から委嘱・要請をうけた業務